附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行の際現に受けている一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この告示の施行後においても、なおその効力を有する。

3　この告示による改正前の平成二十四年総務省告示第四百二十二号の規定に適合する一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備については、平成三十三年八月三十一日までの間に限り、この告示による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例により技術基準適合証明等を受けることができる。この場合において、当該技術基準適合証明等の効力については、前項の規定を準用する。

○総務省告示第三百四十四号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を次のように変更する。

平成二十八年八月三十一日

総務大臣　山本　早苗

第2の第2表中

72.215—72.785	固定 移動	公共業務用 一般業務用	
72.785—72.875	移動	小電力業務用	ラジコン用発振器用とし、割当ては別表8—1による。

を

72.215—72.745	固定 移動	公共業務用 一般業務用	
72.745—72.875	移動	小電力業務用	ラジコン用発振器用とし、割当ては別表8—1による。

に、

142—144 J 51	移動	小電力業務用	動物検知通報システム用とし、割当ては別表9—13による。
	陸上移動	公共業務用 放送事業用 一般業務用	二周波方式による使用は、146—148MHz帯と対とする。 公共業務用又は一般業務用での使用のうち、消防用の無線局による使用は、平成28年5月31日までに限る。

を

142—144 J 51	移動	小電力業務用	人・動物検知通報システム用とし、割当ては別表9—13による。
	陸上移動	公共業務用 放送事業用 一般業務用	二周波方式による使用は、146—148MHz帯と対とする。 公共業務用又は一般業務用での使用のうち、消防用の無線局による使用は、平成28年5月31日までに限る。

に、

146—148 J 51	陸上移動	公共業務用 放送事業用 一般業務用	二周波方式による使用は、142—144MHz帯と対とする。 公共業務用又は一般業務用での使用のうち、消防用の無線局による使用は、平成28年5月31日までに限る。

を

146—148 J 51	移動	小電力業務用	人・動物検知通報システム用とし、割当ては別表9—13による。
	陸上移動	公共業務用 放送事業用 一般業務用	二周波方式による使用は、142—144MHz帯と対とする。 公共業務用又は一般業務用での使用のうち、消防用の無線局による使用は、平成28年5月31日までに限る。

に、

2483.5—2500 J 37　J 144	移動	公共業務用 小電力業務用	公共業務用での使用は道路交通情報通信（ＶＩＣＳ）用とし、割当ては2499.7MHzに限る。 小電力業務用での使用は小電力データ通信システム用とし、割当ては別表8—5による。
	移動衛星（宇宙から地球）	電気通信業務用 公共業務用	
	無線測位衛星 （宇宙から地球）　J 143	公共業務用 一般業務用	
	無線標定	公共業務用	

を

2483.5—2500 J 37　J 144	移動	公共業務用 小電力業務用 一般業務用	公共業務用のうち、道路交通情報通信（ＶＩＣＳ）用への割当ては、2499.7MHzに限る。 小電力業務用での使用は小電力データ通信システム用とし、割当ては別表8—5による。
	移動衛星（宇宙から地球）	電気通信業務用 公共業務用	
	無線測位衛星 （宇宙から地球）　J 143	公共業務用 一般業務用	
	無線標定	公共業務用	

に

改める。

第2の別表8—1の1中「発信器」を「発振器」に改め、同表の2の表を次のように改める。

2　ラジコン用発振器の周波数表

40.61MHz	40.63MHz	40.65MHz	40.67MHz	40.69MHz	40.71MHz	40.73MHz	40.75MHz	
40.77MHz	40.79MHz	40.81MHz	40.83MHz	40.85MHz	72.13MHz	72.15MHz		
72.17MHz	72.19MHz	72.21MHz	72.75MHz	72.76MHz	72.77MHz	72.79MHz		
72.81MHz	72.83MHz	72.85MHz	72.87MHz	73.22MHz	73.23MHz	73.24MHz		
73.25MHz	73.26MHz	73.27MHz	73.28MHz	73.29MHz	73.30MHz	73.31MHz		
73.32MHz								

を

第2の別表9—1中

400MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	占有周波数帯幅が8.5kHz以下の無線設備	426.025MHz以上426.1375MHz以下の周波数であって、426.025MHz及び426.025MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの
		429.175MHz以上429.7375MHz以下の周波数であって、429.175MHz及び429.175MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの
		429.8125MHz以上429.925MHz以下の周波数であって、429.8125MHz及び429.8125MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれらの周波数に19.9MHzを加えたもの。ただし、429.925MHz及び449.825MHzは周波数制御用チャネルとする。

を